瑞 穂 監 第45号 令和2年2月7日

瑞 穂 市 長 森 和 之 様

瑞穂市議会議長 藤 橋 礼 治 様

瑞穂市教育長 加納博明様

瑞穂市監査委員 堀 廉

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「穂積小学校」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「穂積小学校」における平成31年4月1日から令和元年10月31日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費、備品購入費」について、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し監査を行った。

穂積小学校は、教育委員会の学校教育課に属し、校長以下教諭、事務職員合わせて47名体制で学校を運営している。児童数、学級数については次のとおりである。

令和元年12月1日現在

学級・児童数					
学年	学級数	児童数			
		男	女	合計	
1	5	91 人	52 人	143 人	
2	4	63 人	58 人	121 人	
3	4	74 人	55 人	129 人	
4	4	61 人	64 人	125 人	
5	4	77 人	61 人	138 人	
6	4	66 人	68 人	134 人	
特別支援	4	16 人	4 人	20 人	
合計	29	448 人	362 人	810 人	

2 監査の実施場所及び日程 瑞穂市役所及び穂積小学校 令和元年12月24日(火)

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、学校教育課及び教育総務課から提出された資料を基に担当課から、学校の現状と課題及び施設管理については、現地にて校長等からそれぞれ説明を求めるとともに、保健室、理科準備室、図書室の状況等の確認も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

財務の執行は、穂積小学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがある。穂積小学校の学校管理費及び教育振興費は次のとおりであり、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

令和元年 10 月末現在

科目	予 算 額 (円)	支出済額 (円)	比率 (%)
学校管理費	22, 433, 000	9, 228, 995	41.1
教育振興費	2, 679, 000	1, 156, 353	43.2

2 需用費、備品購入費について

∠ 需 番号	内 容	大食にづいて 監査の結果	監査の意見
ш.7	1.3 /1	消耗品の在庫状況に	目視のみの在庫状況の確認で
		ついて確認したところ、消耗品は事務室、職員室で管理していたが、確認は目視のみで、管理簿は作成されていなかった。	は、何が不足しているのかすぐに 確認できず、余分に購入する恐れ がある。 いつ、何を購入したのか、また 何が足りていないのか把握できる よう、消耗品の管理簿を作成すべ きである。
1	消耗品購入について	伝票を確認したとこ に票を確認した。 に票を確認した。 に期のの。 に開存在テープ、の にの、の にの、の にの、の にの、の にの、の にの、の にの にの にの にの にの にの にの にの にの に	一つの単価が安価であっても、 安易に特定の業者できるように特定の購入できる。 してきで購入できる。 をではなる。 をではないでは、各小中学校で購入頻度の高い消耗品とがでり、 がで購入頻度の高いであるというでは、 というでも、 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと
2	予算流用について	平成 31 年度の小学 校 ICT 教育推進に 教育推進に 教育推進に 教育 推進に み 開入 こ 4 開入 こ 4 算 6 月 4 月 7 895,000 円 6 7 6 7 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	予算流用後に不用額を補正予算で減額していたことは、流用額の積算に問題があったと言わざるを得ない。 本来、予算の流用は、限定的な運用でやむを得ない場合に行うものである。 今後は、不用な流用は行わず、適切に予算を管理していただきたい。
3	瑞穂市立小中 学校管理規則 について	種積事務で を を を を を を を を を を を を を	平成30年度8月時点の「監査結果の措置状況」では、夏季の諸帳簿点検の際にも、予算執行を適切に処理するよう指導を行うとの回答であったが、実態と異なっている。 なお、瑞穂市立小中学校管理規則第33条によると「校長は、予算の執行及び会計事務について監査を受けなければならない。」と規定されており、監査を実施していな

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		要に応じて会計事務に	いことは、規則に反している。
		ついて指導していると	今後は、教育委員会で予算執行
		のことであった。	及び会計事務を適切に指導し、監
			査を実施すべきである。
		平成 29、30 年度の印	今回のリース契約は5年とのこ
		刷機の修繕料について	とだが、今年度リース契約に切り
		確認したところ、修繕	替えた理由について不明確であっ
		が複数回行われてい	た。リース契約満了後は、再リー
		た。修繕理由は、主に給 紙不良、紙詰まり、プレ	スの可否等について検討する必要 があるが、次回の更新時は、選定
	 印刷機につい		理由を明確に定めて判断していた
4	一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で	クローノー 小尺、インー ク漏れであった。	だきたい。
		平成 31 年度では一	印刷機の更新については、穂積
		部新機種を入れ替えた	小学校のみならず、他の各小中学
		が、新機種の契約内容	校もその都度契約内容を比較し、
		はリース契約だった。	各小中学校に適した契約を結んで
			いただきたい。
		穂積小学校の蔵書数	市内各小学校の図書室の蔵書数
		は、令和元年12月1日	は、標準蔵書数を満たしているが、
		時点で 19,146 冊であ	学級数で比較すると格差がある。
		り、令和元年5月1日	図書室では、児童及び教諭の利
		(平成 31 年度市政要	用に役立つ適切な資料を整備し、
		覧)より602冊増加していた	利用者の立場に立ち適切で優れた
		ていた。 学校教育課に図書室以	図書の選択に努め、蔵書の更新を 行う必要がある。
		子仅教育味に図音主以 外の蔵書の有無につい	1] ブル安かめる。 学校図書館図書廃棄規準の一般
	図書室につい	て確認したところ、図	規準では、「①形態的にはまだ使用
		書室以外に配置されて	に耐えうるが、記述されている内
		いないとの回答であっ	容・資料・表記等が古くなり利用
		たが、現地確認の結果、	価値の失われた図書」、「②新しい
5		図書室の蔵書の他に学	学説や理論が採用されていない図
	て	級文庫も含まれてい	書」、「③変色が著しい図書」、「④
		た。また、標準蔵書数	利用頻度の著しく低い複本で保存
		(12,560 冊)を大幅に	分を除いた図書」等が廃棄の対象
		上回っていた。	となっている。
		図書の廃棄規準は、	今後は、廃棄の規準に照らし合
		劣化の激しい本や古い	わせて図書の整備を行い、格差解
		本(「①背が焼けて消えている本」、「②ほとん	消に向けて取り組んでいただきた
		(いる本)、「②はとん ど読まれていない本」、	い。 蔵書数の管理では、回答が異な
		「③昭和に発刊された	一
		本」)との回答であっ	を今一度確認していただきたい。
		た。	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

以上